

ケアタウン小平だより

年末のご挨拶にかえて 2022.12

認定 NPO 法人 コミュニティケアリンク東京
事務局 中川 稔進

小波、大波、高潮ありの 365 日でしたが、ご支援の下、今年もデイサービスのクリスマス会の練習、ボランティアの岡さんの落ち葉アート、訪問看護の利用者さんへの手作りプレゼント等、一年総仕上げの時期を迎えられました。皆さま本当にありがとうございました。

『二十億光年の孤独』

という詩があります。谷川俊太郎さんの有名な詩です。大きく膨らませた宇宙のイメージが、最後にクシャミ 1 つで現実に戻る楽しい一編です。



「孤独」は今、役所に対策室ができる程の社会課題です。孤独の中にいる人にとって、希望まで 20 億光年、という表現をした場合、それは大げさではないと思います。

今年デイサービスの利用を開始された男性 A さん、当初はほとんどお話をすることはありませんでした。外を歩いたり、入口のベンチで腰掛けることが度々ありました。スタッフ 1 名も A さんと歩く、座る、声をかけるなどして、一緒に時間を過ごします。お話が聞き取りづらいこともあり、スタッフは一生懸命理解しようと努めていました。介護の場面、こうした例は珍しいことではありません。

そんな A さんも今では都都逸を歌い、拍手喝采の時間を過ごされています。ある朝のお迎え、「おはよう」と A さんから挨拶が！ 経過を見守ってきたボランティアさんは驚き喜ばれ、私も嬉しい気持ちで車のハンドルを握りました。

一人ひとりを大事にしたいと願いながら、制度のみを前提とするだけでは、果たしにくい現

実もあります。出歩くことや A さんの言葉を待つ時間、A さんが私たちを受け入れるための時間が、人手などの都合により持てないならば、人が近くに居たとしても、それは A さんにとって 20 億光年の孤独でしょう。傍らにいる人の身体、五感だけが「私は、あなたと今この場所にいますよ」と伝える手段です。

定員 18 人/日のケアタウン小平デイサービスセンターは、通常要される職員よりも 1 名～1.5 名多く配置しています。また、スタッフがケアに専念できるよう、陰日向に活動くださるボランティアの皆さんの力もあります。A さんを支える力は、スタッフの努力に、多くの人の力が合わさっているのです。

これらは、皆さまのご寄付、ボランティアという具体的な応援が支えて下さる「住み慣れた街で生きて逝く」の一場面です。他の場面についても別の機会にお知らせしたいと思います。

2500の孤独とともに

さて、山崎医師の新たな挑戦、臨床試験は、古巣 桜町病院を舞台に来年から本格化します。山崎は近著※の冒頭で、これまで看取ってきた 2,500 名余りの方々に対する悔恨を語っています。この試みは、2,500 名だけでなく、もっとも多くのがん患者が経験したであろう、いつかの孤独を、今自らに引き寄せ背負って望むものです。とはいえあくまで試験です。確実な結果保証はない、と本人も言います。

そこで、新年ご参拝の折、お忘れでなければこの挑戦に光明が射すよう、皆さまのご健勝とともに祈念いただければ幸いです。

また、この場を借りて 2,500 名余りの皆さまへお便りします。皆さま、私たちに時空を超えたご支援を、お願いできますでしょうか？

……遠すぎるって？ いいえ、朗報です。

20 億光年先でも人のイメージは届くようです。お戻りも、クシャミ 1 つで良いようです！



2022年に賛助会員費及び3,000円以上のご寄付をいただいた皆様へ 賛助会員費・寄付は、寄付金控除の対象です。

確定申告の際、当法人から送付された受領証明書をご使用ください。

- ※税額控除か、所得控除を選択することが可能です
- ※正会員および法人役員による寄付は、対象外です
- ※確定申告の詳細は、税務署にてご確認ください。

寄付金の最大50%が税額控除＝減税されます

個人が仮認定または認定NPO（以下認定NPO）に寄付をした場合、確定申告をし、受領証明書を添付して「寄付金控除」の欄に金額を記入すれば、税金の還付を受けることができます。所得税のほか、住民税を含めると、税額控除方式の場合では、最大で約50%の税額控除が受けられます。

・所得税 控除額の算出方法：「税額控除」方式と「所得控除」方式の2つの方式があります。

どちらかを選択することができます。※控除を受けられる寄付金額は、年間総所得の40%が限度

税額控除方式（所得金額に関係なく原則的に減税額が同じ。2012年からの新方式）

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額} \quad ※2$$

所得控除方式（従来方式。一般的に所得が多いほど有利。）

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times (\text{所得金額に応じた税率}) = \text{所得控除額} \quad ※2$$

※2：控除税額の上限は所得税額の25%を限度

・個人住民税 お住まいの自治体によって異なりますので、お問い合わせください。

住民税の税額控除を受けられる寄付金額の上限は、総所得金額の30%

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\% \text{（都民税} 4\% + \text{市区町村民税} 6\% \text{）に相当する金額}$$

【上記は東京都の場合】

